

佐賀地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

佐賀労働局一般公示第13号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、佐賀県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、佐賀県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「佐賀地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年7月7日

佐賀労働局長 田之上 英治

記

佐賀地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- （1）労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、佐賀県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- （2）使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、佐賀県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれかにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年7月22日

（3）推薦書の提出先

佐賀労働局労働基準部賃金室（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）